第２回 岐阜県航空機・同附属品製造業最低賃金専門部会議事録

令和８年 10 月２日（金）13:30～
岐阜合同庁舎５階共用第１会議室

中家 賃金室長	定刻になりました。 本日は御多用のところ第２回岐阜県航空機・同附属品製造業最低賃金専門部会に御出席いただき厚く御礼申し上げます。 本日は、委員全員が出席されておりますので、最低賃金審議会令第６条第６項の規定による定足数を満たしており、本会が有効に成立しておりますことを御報告いたします。 また、本会は公開審議としておりますが、公開公示をしたところ傍聴の希望はございませんでした。 ここからは、竹内部会長に議事の進行をお願いします。
竹内部会長	ただいまから、第２回岐阜県航空機・同附属品製造業最低賃金専門部会を開催いたします。 それでは議事に入ります。 はじめに、**議題１「岐阜県航空機・同附属品製造業最低賃金の改正決定について」**です。 事務局から説明してください。
森本 室長補佐	はい、お手元の資料を御覧ください。 資料№１、岐阜県航空機・同附属品製造業最低賃金の改正決定に関する労働者側、岐阜県航空機関係単組最賃連絡会議からの申出書です。 申出書の記の４「申し出の理由」で、「賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数」は 3,874 人となっており、「岐阜県の航空機・同附属品製造業の労働者数」5,836 人の 66.4％を占めておりますので、概ね３分の１以上に達しております。 また、「最も低い労働協約の金額」は、１時間 1,408 円**であり、**「現在適用されている法定最低賃金額」１時間 1,121 円を 287 円上回っております。

	続きまして、資料№２をご覧ください。こちらは使用者側、川崎岐阜協同組合から御提出いただいた意見書です。 それでは読み上げます。 （意見書を朗読） なお、労働者側からの意見書の提出はありませんでした。 説明は以上になります。
竹内部会長	ありがとうございました。 事務局から他局の答申の情報があれば報告してください。
森本 室長補佐	はい。全国で、航空機・同附属品製造業単独での特定最低賃金があるのは岐阜県のみです。このため、関連業種としまして、航空機・同附属品製造業が含まれて適用されている輸送用機械器具製造業の答申状況について報告します。 本日までに答申されたところは埼玉県と兵庫県の２県です。 埼玉県「輸送用機械器具製造業」、改定前 1,165 円、改定後 1,224 円、引上げ額 59 円、最低賃金審議会令第６条第５項の適用により９月 14 日に結審しています。 次に兵庫県「輸送用機械器具製造業」、改定前 1,188 円、改定後 1,243 円、引上げ額 55 円、最低賃金審議会令第６条第５項の適用により９月 16 日に結審しています。 以上です。
竹内部会長	ありがとうございました。 それでは、労使双方から基本的な考え方について御意見を伺いたいと思います。 まず、労働者側から御意見を伺いたいと思います。
村上委員	はい、基本的な考え方は、製造業における航空機産業が置かれている状況というのをですね、以前から述べているとおりですので、そこは労使でしっかりと共通の認識が出来ているものと思っています。それを踏まえた上で今回意見をうかがっていますので、この意見を踏まえて、航空機

	産業にとって、航空機産業が今後も発展するために、どのような金額がふさわしいのか、そんなところをしっかりと、建設的な議論が出来ればと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上です。
竹内部会長	ありがとうございました。 続きまして、使用者側から御意見をお伺いしたいと思います。
浅井委員	はい、使用者側から意見を述べたいと思います。 航空機につきましては昨年特賃の改正を見送ったという経過がありまして、その結果地賃を下回っている状況にあります。今年も地賃がプラス 56 円と、非常に大幅な上昇となるという状況でございまして、ただ岐阜県の航空機産業をさらに強くしていく必要があるということで、労使共通の認識の基で、昨年の改正見送りの結果を乗り越えて、使側も特賃の改正に賛同するということにしたというところです。 ただ、航空機産業の好調が期待される一方で、先ほどの川崎岐阜協同組合の意見書にもございましたけれども、コロナ禍に立ち遅れた設備投資、原材料・資材の高騰への対応も進める必要があるという状況でございます。県内航空機業界は、大手とその部品供給を担う中小企業群で構成される中、中小企業群においては十分な価格転嫁については、その途上であるという現実問題にも目を向けていただきながら、航空機業界の将来の発展に向けて、特に中小企業の支払い能力に考慮した現実的な議論をさせていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上です。
竹内部会長	ありがとうございます。 ただいま、労使双方から基本的な御意見をお聞きしました。補足等、追加で何か御意見はありますでしょうか。 労働者側いかがでしょうか。
労働者側委員	特にありません。

竹内部会長	使用者側いかがでしょうか。
使用者側 委員	ありません。
竹内部会長	ありがとうございました。 それでは、これより個別にお話を伺いたいと思います。 まずは、公労の二者協議から始めます。 事務局から連絡をお願いします。
中家 賃金室長	はい。それでは各委員の皆様にお知らせします。 二者協議は、この会場で行われます。 労・使委員の皆様には、準備が出来次第、事務局職員が控室に参りますので、それぞれの控室へ移動してお待ちください。
【各側との個別協議】	
竹内部会長	はい。それでは、公労使三者の審議を再開いたします。 ただいま労使双方から個別に御意見を伺いました。それぞれに伺った御意見等をここで改めて確認させていただきます。 労働者側からは、しっかりとした特定最賃の金額を示したいというところで、一昨年改正の引上げ額が 18 円だったのですが、それに対してプラス１円の 19 円が最初に提示されました。 それに対しまして使側の方からは、特定最賃を構えるということに対して必要有りということで回答したけれど、非常に経済状況としてはそれほど良いわけではない。航空機産業がコロナ禍後立ち直っていくためには設備投資が非常に重要なので、そのために原資を確保したいということがあり最低限に抑えたいとして、プラス１円というお話を伺いました。 ２回目のお話の中では、実は両者の観点は、金額に差はあっても、かなり一致しているのではないか、継続的に岐阜県の航空機産業の特定最賃を維持するというところに

	ついては、見解が共通しているのではないかと思われました。 　その維持するにあたって、どの金額が必要かというところで、２回目労側の方は、かなり踏み込んでいただいて、やはり特定最賃を構える以上はプラス 10 円というのが是非お願いしたいところであるということで、最低賃金からプラス 10 円というところまで下げていただいたというところです。 　それに対しまして使側の方は、特定最賃を構えるのに、確かに１円２円では少しメッセージ効果は弱いだろうというところで、御回答ではプラス３円でいただいております。 　これについては、また御検討いただくということで、持ち帰ってそれぞれの関係のところへお問い合わせいただいて、また協議をいただけるというところになっております。 　私ども公益の思いとしても、何のためにというところでは、やはり継続的に、岐阜県の航空機産業が国の重点分野にもなっておりますし、県の施策の柱にもなっているところから、やはりその産業としての存在感を示す、それにふさわしい形での特定最賃というところで、ただ、いくらでも、どんどん上げられるものではないわけですので、経営者側として、使側として、どこまでプラスというところを出していただけるのかというところで議論をさらに深めさせていただければと思っております。 　次回専門部会では、全会一致で結審できればと考えておりますので、その点を踏まえまして関係機関と御協議いただきまして、次回なんとか一致点を見いだせていければというふうに思っておりますので、是非よろしくお願いいたします。 　各委員の皆様方におかれましては、よろしいでしょうか。

各委員	（意見なし）
竹内部会長	はい。では、**議題２「その他」**ですが、事務局から何かありますか。
中家 賃金室長	特に予定している議題はありません。
竹内部会長	それでは、本日の専門部会は、これをもちまして閉会といたします。 次回は、10 月９日（金）午後３時 30 分から、会場は本日と同じく５階共用第１会議室で開催いたします。 お疲れ様でした。ありがとうございました。